

石川県・金沢市の事業者が活用できる！

国
石川県
金沢市

補助金・融資等の 各種支援策

金沢商工会議所 企業経営アシストセンター

<本資料についてのお問合せ>
金沢商工会議所 企業経営アシストセンター
TEL : 076-263-1161

R7.3.6 作成

ご利用にあたって

本資料は、令和7年3月6日現在で金沢商工会議所 企業経営アシストセンターが
国・石川県・金沢市のホームページや出版物等で確認した、
支援金・協力金・補助金・助成金・融資制度等を掲載しています。

制度毎に**対象者、補助対象、申請方法等**が異なります。
詳しくは**実施機関にご確認ください**。
また、申請の際は**公募要項をよくご確認の上**お申し込みください。

金沢商工会議所「特別相談窓口」

令和6年能登半島地震による災害等により企業経営に影響を受けた事業者の皆様に向け
相談窓口を開設しています。まずはお電話(076-263-1161)でお問合せください。

金沢商工会議所 企業経営アシストセンター

TEL : 076-263-1161 (平日 8:45~17:15 予約不要)

目次

1. <u>令和6年能登半島地震に係る各種支援施策</u>	P1~10
1-1. <u>補助金・助成金</u>	P1~5
1-2. <u>融資・貸付金</u>	P6~8
1-3. <u>その他</u>	P9
2. <u>その他の各種支援施策</u>	P10~25
2-1. <u>補助金・助成金</u>	P10~20
2-2. <u>融資など</u>	P21~24
2-3. <u>その他</u>	P25
3. <u>金沢商工会議所の支援事業</u>	P26

1 令和6年能登半島地震に係る各種支援施策

1-1 補助金・助成金

① 小規模事業者持続化補助金〈災害支援枠〉

② なりわい再建支援補助金

③ 中小企業者持続化補助金〈災害支援枠〉

④ 営業再開支援補助金

⑤ 雇用のミスマッチ解消・人材確保補助金

⑥ 在籍型出向促進助成金

⑦ 地域雇用開発助成金(能登半島地震特例)

⑧ 石川県雇用環境整備助成金

①小規模事業者持続化補助金〈災害支援枠〉

制度名	内容	補助上限額	補助率	申請方法	申請期限	お問合せ先
小規模事業者 持続化補助金 〈災害支援枠〉	令和6年能登半島地震による災害による被災区域4県（石川県、富山県、新潟県、福井県）の小規模事業者等の事業再建を支援するため、事業者が作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助	直接的な被害 200万円 間接的な被害 100万円	2/3 以内	1.郵送 2.電子申請システム (jGrants)	6次 4/28(月)	商工会議所地区 小規模事業者 持続化補助金事務局 ※未定



②なりわい再建支援補助金

制度名	内容	補助上限額	補助率	申請方法	申請期限	お問合せ先
なりわい 再建支援補助金	令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨の被害を受けた、石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の事業再建に向けた取り組みを支援	15億円 ※一部5億円 まで定額補助	中小・ 小規模事業者 3/4 以内 中堅企業等 1/2 以内	郵送	随時	金沢事業者 支援センター 0120-867-100 ウェブ予約 はこちら



※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

③ 中小企業者持続化補助金 <災害支援枠>

制度名	内容	補助上限額	補助率	申請方法	申請期限	お問合せ先
中小企業者 持続化補助金 <災害支援枠>	令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨により被害を受け、事業再建に取り組む中小企業者を支援	直接的な被害 200万円 間接的な被害 100万円	1/2 以内	1.電子申請 システム (jGrants) 2.電子メール + 郵送	4次 1/27(月) 次回公募 開始未定	(公財)石川県 産業創出支援機構 成長プロジェクト 推進部 076-267-5551



④ 営業再開支援補助金

制度名	内容	補助上限額	補助率	申請方法	申請期限	お問合せ先
営業再開 支援補助金	令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨による災害により、店舗や事業所等が損壊した小規模事業者及び中小企業者等の営業再開に必要な仮施設等の整備に要する経費の一部を補助	300万円	小規模 事業者 2/3 中小 企業者 1/2	郵送	7次: 3/28(金)	営業再開支援補助金 事務局 0120-046-768



※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

⑤ 雇用のミスマッチ解消・人材確保補助金

制度名	内容	補助上限額	申請方法	申請期限	お問合せ先
雇用のミスマッチ 解消・人材確保 補助金	被災求職者が求人に応じやすいよう、業務の一部を切り出して雇用した能登3市3町に所在する事業所に対し、その雇用に伴って生じるかかり増し経費の一部を助成	切り出しにより雇用した労働者1人につき定額10万円を支給（支給上限額:100万円）	1.郵送 2.電子メール	2/28(金)	石川県 商工労働部 労働企画課 076-225-1672



⑥ 在籍型出向促進助成金

制度名	内容	補助上限額	申請方法	申請期限	お問合せ先
在籍型 出向促進助成金	令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨の影響により、休業を余儀なくされている被災事業所等が労働者の雇用維持を図るため、在籍型出向を実施したときに出向元及び出向先の事業者が負担する各種初期経費相当額を助成	出向労働者1名あたり10万円（定額） ※同一の出向先事業所につき500人分まで	1.郵送 2.電子メール	3/31(月)	石川県商工労働部 労働企画課 076-225-1672



※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

⑦ 地域雇用開発助成金(能登半島地震特例)

制度名	内容	補助上限額	申請方法	申請期限	お問合せ先
地域雇用開発助成金 (能登半島地震特例)	能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、事業所を設置・整備し、それに伴い求職者を雇い入れる事業主に対して助成	設置等の費用と雇入れにより増加した労働者数により異なる 800万円	1.郵送 2.持参	6/30(月)	石川県労働局 職業対策課 076-265-4428



⑧ 石川県雇用環境整備補助金

制度名	内容	補助上限額	申請方法	申請期限	お問合せ先
石川県雇用環境整備補助金	(1)奥能登2市2町に所在する企業が、新規雇用した従業員の宿舎を賃借した場合に賃借料の一部を助成 (2)奥能登2市2町に立地する賃貸用物件を修繕した所有者等に対し、修繕費の一部を助成	(1)対象労働者1人あたり 10万円(最大50万円) (2)最大100万円(1/3)	1.郵送 2.電子メール	3/31(月)	石川県商工労働部 労働企画課 076-225-1672



※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

1-2 融資・貸付金

① 令和6年能登半島地震災害対策特別融資（県制度）

② 連鎖倒産防止・災害対策融資

③ 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨経営改善サポート融資

④ 令和6年能登半島地震特別貸付

④-1: 小規模事業者向け ④-2: 中小企業向け

⑤ 災害復旧貸付

⑥ マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の拡充

⑦ 金沢市中小企業振興特別資金(能登半島地震支援分)

①



②



③



④-1



④-2



7

制度名	融資対象	資金用途	限度額	期間(据置期間)	お問合せ先
①令和6年能登半島地震災害対策特別融資(県制度)	1. セーフティネット保証4号 (地震の影響で売上▲20%) 又は 2. 災害関係保証(罹災証明等)かつ施設・設備復旧の補助金交付決定 ※建物全半壊が明らかな場合は交付決定不要	事業資金	1億円	10年以内 (5年以内)	石川県 信用保証協会 076-222-1550
②連鎖倒産防止・災害対策融資	1. 国の指定する倒産事業者の 関連中小企業者等 又は 2. 1以外の倒産事業者の 関連中小企業者等 又は 3. 地震 、火災、風水害等により被害を受けたもの	設備資金 又は 運転資金	8,000万円	7年以内 (2年以内)	石川県 商工労働部 経営支援課 076-225-1521
③令和6年能登半島地震・奥能登豪雨経営改善サポート融資	1. 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に所在する 中小企業者かつ 2. 次に掲げるいずれかの計画(当融資制度要項P1)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う 中小企業者	事業資金	1億円	【一括返済】 1年以内 【分割返済】 15年以内 (5年以内)	
④令和6年能登半島地震特別貸付 ④-1:小規模事業者向け ④-2:中小企業向け	1. 直接被害者 令和6年能登半島地震等 により 直接の 被害を受けた方 2. 間接被害者 上記の直接の被害を受けた方(大企業を含む)の事業活動に依存し、 間接的 に被害を受けた方 3. その他被害者 令和6年能登半島地震等 に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれのある方であって、中長期的に業況の回復が見込まれる方	設備資金 又は 運転資金	【国民生活事業】 1. 2. 各貸付制度の限度額に 上乗せ6,000万円 3. 別枠で4,800万円 (セーフティネット貸付) 【中小企業事業】 1. 2. 直接貸付 3億円 代理貸付 7,500万円 3. 直接貸付 7億2000万円	【設備資金】 20年以内 (5年以内) 【運転資金】 15年以内 (5年以内)	日本政策金融金庫 【国民生活事業】 0570-045202 【中小企業事業】 076-231-4275

⑤



⑥



⑦



制度名	融資対象	資金用途	限度額	期間(据置期間)	お問合せ先
⑤災害復旧貸付	1. 令和6年能登半島地震等 により 直接の被害を受けた方 又は 2. 直接の被害を受けた方の事業活動に依存し、 間接的に被害を受けた方	設備資金 又は 長期運転資金	【直接貸付】 一指定災害につき 1億5000万円 【代理貸付】 直接貸付の範囲内で 別枠7,500万円	【設備資金】 15年以内 (2年以内) 【運転資金】 10年以内 (2年以内)	日本政策金融金庫 076-231-4275
⑥マル経融資(小規模事業経営改善資金)の拡充	1. 令和6年能登半島地震等 により直接の被害を受けた方 又は 2. 直接の被害を受けた方と一定の取引がある方	設備資金 又は 運転資金	通常の融資額に加え 別枠1,000万円	【設備資金】 10年以内 (2年以内) 【運転資金】 7年以内 (1年以内)	
⑦金沢市中小企業振興特別資金(能登半島地震支援分)	能登半島地震 の影響により、売上高の減少などの影響を受けている 金沢市内の中小企業者 に対し融資を実施	事業資金	5,000万円	10年以内	金沢市経済局 産業政策課 076-220-2204

1-3 その他

制度名	内容	お問合せ
<u>国税の申告・納付等の期限の延長について</u>	珠洲市、輪島市、穴水町、能登町に納税地のある方について、R6.1.1以降に到来する国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について自動的に延長。	国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901
<u>国民年金保険料や厚生年金保険料等の納付免除や口座振替等について</u>	災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、国民年金保険料や厚生年金保険料等について、申請をして承認されると保険料の全額が免除される特例免除が利用できたり、口座振替の停止が行えたりする場合がある。	日本年金機構 被災者専用フリーダイヤル 0120-808-678
<u>労働保険料の申告・納期限等の延長、納付の猶予について</u>	珠洲市、輪島市、穴水町、能登町に所在する事業所で、令和6年能登半島地震により被害を受けた事業主が、一定の条件を満たす場合、R6.1.1～R71.30の間に申請・納期限が到来する労働保険料および一般拠出金の納付が最大1年間猶予される。	石川労働局(金沢) 076-292-7947
<u>能登のために、石川のために 応援消費おねがいプロジェクト</u>	飲食店や販売店において、共通のロゴを店舗や商品に貼っていただき、応援消費の機運を高める。	石川県知事室戦略広報課 076-225-1362
<u>令和6年能登半島地震 復旧・復興 マッチングサイト (J-GoodTech)</u>	復旧・復興、調達、代替生産、社会的課題解決などのマッチング支援、サポートを行っています。各ジャンルに分け、「〇〇をして欲しい」という企業とそのニーズに対し、「〇〇を提供する事が出来る」企業のマッチングを行う。	(独)中小企業基盤整備機構販路支援部 マッチング支援課 03-5470-1824
<u>ザ・ビジネスモール 令和6年能登半島地震 関連商取引支援モール</u>	ザ・ビジネスモールは、日本全国570団体以上の商工会議所・商工会で共同運営する「会員限定」の商取引支援サイト。今回の震災を受け、地震、津波、火災等に関連して発生する需要に関する受発注を支援。	ザ・ビジネスモール事務局 050-7105-6220
<u>能登半島地震 クラウドファンディング協力企画</u>	中小機構が、クラウドファンディング3社と協力し、令和6年能登半島地震で被災した事業者の資金調達支援としてクラウドファンディングによる災害支援プログラムを開始。	(独)中小企業基盤整備機構 03-5470-1524

2 その他の各種支援施策

2-1 補助金・助成金

【販路開拓】

① 小規模事業者持続化補助金<一般型>

② 小規模事業者持続化補助金<創業型>

【生産性向上】

③ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

④ 中小企業省力化投資補助金

【事業再構築】

⑤ 事業再構築補助金

⑥ 事業承継円滑化補助金

⑦ 中小企業新事業進出補助金

※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

【デジタル関係】

⑧ IT導入補助金⑨ 人材確保等支援助成金(テレワークコース)

【雇用・人材育成関係】

⑩ 雇用調整助成金⑪ 金沢市中小企業緊急雇用安定助成金⑫ 中小企業カムバック・リスキング支援助成金⑬ 業務改善助成金

※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

⑭ 65歳超雇用推進助成金

⑮ 金沢の文化の人づくり助成事業

⑯ 両立支援等助成金

⑰ 特定求職者雇用開発助成金特定就業困難者コース

⑱ キャリアアップ助成金

⑲ 金沢市中小企業新戦力確保サポート補助金

【その他】

⑳ 金沢市宿泊施設改修事業費補助金

※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

①



②



【販路開拓】

※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

制度名	内容	補助上限額	補助率	申請方法	申請期限	お問合せ先
①小規模事業者 持続化補助金 <一般型>	小規模事業者等 が、地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な 販路開拓 等に取り組む際の費用を補助	50万円 ※インボイス特例対象事業者は50万円の上乗せ ※賃金引上げ特例対象事業者は150万円の上乗せ ※両特例対象事業者は200万円の上乗せ	2/3 ※賃金引上げ特例の内赤字事業者は3/4	電子申請システム(jGrants)	第17回 6/13(金)	商工会議所地区 小規模事業者 持続化補助金事務局 <一般型> ※未定

制度名	内容	補助上限額	補助率	申請方法	申請期限	お問合せ先
②小規模事業者 持続化補助金 <創業型>	創業後3年以内の事業者 が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む 販路開拓 等の取組の経費の一部を補助	200万円 ※インボイス特例対象事業者は50万円の上乗せ	2/3	電子申請システム(jGrants)	第1回 6/13(金)	小規模事業者 持続化補助金事務局 <創業型> ※未定

③



④



【生産性向上】

※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

制度名	内容	補助上限額	補助率	申請方法	申請期限	お問合せ先
③ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するため、 中小企業・小規模事業者等 が取り組む 革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善 を行うための設備投資等を支援	①製品・サービス高付加価値化枠 5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21～50人：1,500万円 51人以上：2,500万円 ②グローバル枠 3,000万円 ※大幅な賃上げに取り組む場合 100～1000万円の上乗せ	①中小 1/2 小規模・再生 2/3 ②中小 1/2 小規模 2/3 ※最低賃金の引上げに 取り組む場合 2/3に引き上げ	電子申請システム(jGrants)	4/25(金)	ものづくり補助金事務局 サポートセンター 050-3821-7013

制度名	内容	補助上限額(特例適用後)	補助率	申請方法	申請期限	お問合せ先
④中小企業省力化投資補助金	中小企業等 の売上拡大や生産性向上を後押しするため、 IoT・ロボット 等の人手不足解消に効果がある汎用製品(清掃ロボット、自動精算機等)導入の際の費用を補助 汎用製品のカタログは こちら	【カタログ注文型】 5人以下 200万円(300万円) 6～20人 500万円(750万円) 21人以上 1,000万円(1,500万円) 【一般型】 5人以下 750万円(1,000万円) 6～20人 1,500万円(2,000万円) 21～50人 3,000万円(4,000万円) 51～100人 5,000万円(6,500万円) 101人以上 8,000万円(1億円)	1/2以下	電子申請システム(jGrants)	随時 詳細未定	中小企業省力化投資補助事業コールセンター ナビダイヤル 0570-099-660 IP電話等から 03-4335-7595

【事業再構築】

※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、**審査**があります。

制度名	内容	補助上限額	補助率	申請方法	申請期限	お問合せ先
⑤事業再構築 補助金	今なお コロナ の影響を受ける 中小企業等 への支援及び ポストコロナ に対応した事業再構築をこれから行う 中小企業等 への支援に重点化	【従業員規模により異なる】 (A)成長分野進出枠(通常類型) 6,000万円(7,000万円) (B)成長分野進出枠(GX進出類型) 中小：8,000万円(1億円) 中堅：1億円(1.5億円) (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型) 1,500万円 (※短期に大規模な賃上げを行う場合)	(A)中小:1/2(2/3) 中堅:1/3(1/2) (B)中小:1/2(2/3) 中堅:1/3 (1/2) (D)中小:3/4(一部2/3) 中堅:2/3(一部1/2) <u>短期に大規模な賃上げを行う場合</u>	電子申請 システム (jGrants)	3/26(水)	<u>コールバック 予約システム</u> 事前にご予約いただいた日時に、コールセンターから折り返します
		【上乗せ措置】 (F)卒業促進上乗せ措置 (A)～(D)の補助金額上限に準じる (G)中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置 3,000万円	(F)(G)中小:1/2 中堅:1/3			
⑥事業承継 円滑化補助金	県内企業 が 円滑 に 事業承継 を推進する際の専門家の活用経費に対し、補助	50万円	1/2 以内	1.郵送 2.持参	1/31(金) 次回公募 開始未定	(公財)石川県産業創出 支援機構 コンサルティング 事業部 経営支援課 076-267-1244

⑤



⑥



制度名	内容	補助上限額	補助率	申請方法	申請期限	お問合せ先
⑦中小企業 新事業進出補助金	既存の事業とは異なる、 新市場・高付加価値事業 への進出にかかる 設備投資 等を支援	従業員数により異なる 20人以下 2,500万円(3,000万円) 21～50人 4,000万円(5,000万円) 51～100人 5,500万円(7,000万円) 101人以上 7,000万円(9,000万円) ※大幅賃上げ特例適用事業者の場合、 ()内の金額へ上乘せ	1/2	電子申請 システム (jGrants)	調整中	調整中

⑦



※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

【デジタル関係】

⑧



⑨



※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

制度名	内容	補助上限額	補助率	申請期限	お問合せ先
⑧IT導入補助金 2025	業務の非対面化や テレワーク 化に必要な ITツール を導入したい 中小企業・小規模事業者等 を支援	【通常枠】 1プロセス以上:150万円 4プロセス以上:450万円	1/2 ※最低賃金近傍の事業者 2/3	1次 5/12(月)	IT導入補助金 2025・2024・ 2023後期事務局 コールセンター 0570-666-376
		【インボイス枠(インボイス対応類型)】 1.会計・受発注・決済ソフト 350万円 2.PC・タブレット等 10万円 3.レジ・券売機等 20万円	1.補助額50万円以下の部分: 3/4 (小規模は4/5) 補助額50万円超~350万円 の部分:2/3 2.3. 1/2	1次 5/12(月)	
		【インボイス枠(電子取引類型)】 350万円	中小・小規模 2/3 その他 1/2	1次 5/12(月)	
		【セキュリティ対策推進枠】 150万円	中小 1/2 小規模 2/3	1次 5/12(月)	
		【複数社連携IT導入枠】 対象経費による	対象経費による	1次 6/16(月)	
⑨人材確保等 支援助成金 (テレワーク コース)	テレワーク を導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等に取り組む 中小企業事業主 を支援	いずれか低い方の額 ・100万円 ・20万円×対象労働者数	機器等導入助成:50% 目標達成助成:15%(25%) ※()は賃金要件を 満たした場合適用	評価期間 終了日の翌日 ~1か月後	石川労働局 雇用環境・ 均等室 076-265-4429

【雇用・人材育成関係】 ※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

制度名	内容	補助・助成額	補助・助成率	申請期限	お問合せ先
⑩雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成	教育訓練実施率 ①1/10未満 1,200円/人・日 ②1/10以上1/5未満 1,200円/人・日 ③1/5以上 1,800円/人・日	①中小企業：1/2 大企業：1/4 ②中小企業：2/3 大企業：1/2 ③中小企業：2/3 大企業：1/2	支給対象期間最終日の翌日～2か月以内	石川労働局 職業対策課 076-265-4428
⑪金沢市中小企業緊急雇用安定助成金（令和6年能登半島地震の影響に伴う休業等分）	令和6年能登半島地震により労働者を休業させた事業者に対し休業手当等の一部を助成	令和6年能登半島地震の影響に伴う休業等分 国と市合わせて 8,490円/人・日	国助成金の支給額の1/10	国助成金の支給決定日から3か月以内	金沢市経済局 商工労働課 076-220-2199
⑫中小企業カムバック・リスキリング支援助成金	再雇用やリスキリングを促進する市内中小企業を助成	【再雇用分】 12万円 1事業所あたり5人まで 【リスキリング加算分】 3万円 対象者あたり1回まで	—	【再雇用分】 無期雇用で6か月以上経過後3か月以内 【リスキリング加算分】 資格取得後3か月以内	金沢市経済局 商工労働課 076-220-2199
⑬業務改善助成金	最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った中小企業・小規模事業者に対し、実施費用の一部を補助	引き上げる最低賃金額及び引き上げる労働者の人数による	—	1/31(金) 次回公募開始未定	業務改善助成金 コールセンター 0120-366-440

⑩



⑪



⑫



⑬



制度名	内容	お問合せ先
⑭ <u>65歳超雇用推進助成金</u>	<p>【65歳超継続雇用促進コース】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.65歳以上への定年の引き上げ 2.定年の定めの廃止 3.希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入 4.他社による継続雇用制度の導入 <p>のいずれかの措置を実施した事業に対し、一定額を助成</p> <p>【高齢者評価制度雇用管理改善コース】</p> <p>高齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対し、一定額を助成</p> <p>【高齢者無期雇用転換コース】</p> <p>50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用転換制度に基づき、無期雇用労働者に転換させた事業主に対し、一定額を助成</p>	<p>(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 石川支部高齢・障害者業務課</p> <p>076-267-6001</p>
⑮ <u>金沢の文化の人づくり助成事業</u>	<p>金沢に育まれてきた伝統文化の継承発展及び新たな文化の創造を担う人材を育成することを目的とし、海外研修等の費用を助成</p>	<p>金沢市文化政策課</p> <p>220-2442</p>
⑯ <u>両立支援等助成金</u>	<p>育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立や、女性活躍のための職場環境整備に取り組む事業主を支援</p>	<p>石川労働局 雇用環境・均等室</p> <p>076-265-4429</p>
⑰ <u>特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース</u>	<p>60歳以上65歳未満の高齢者や障害者などの就職が特に困難な方をハローワーク・職業紹介業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、助成金を支給</p>	<p>石川労働局 職業対策課</p>
⑱ <u>キャリアアップ助成金</u>	<p>有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ促進のため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成</p>	<p>076-265-4428</p>

⑭



⑮



⑯



⑰



⑱



※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

制度名	内容	お問合せ先
①9 <u>金沢市中小企業新戦力確保サポート補助金</u>	市内の中小企業事業主を対象に、人材採用を目的とした採用動画や電子版採用パンフレットの製作費、工場見学者の送迎バス借上費等を補助	金沢市 経済局 商工労働課 076-220-2199

①9



【その他の補助金・助成金】

制度名	内容	お問合せ先
②0 <u>金沢市外国人旅行者受入環境整備事業費補助金</u>	増加している外国人旅行者が安心して市内観光を楽しめるように、民間事業者による外国人旅行者の受入れのための整備費を補助	金沢市 観光政策課 076-220-2759

②0



※補助金は支援金・協力金等と異なり、事業費に対して補助されるもので、審査があります。

2-2 融資など

以下の融資に関するお問合せ先：金沢商工会議所 経営相談グループ 076-263-1161

① 地域商工業活性化融資

② 事業転換支援融資

③ 創業者支援融資

④ 小口零細融資

⑤ 小口融資

⑥ 経営安定支援融資

⑦ 物価高騰対策等総合支援特別融資

⑧ マル経融資(経営改善貸付)

⑨ 海外展開・事業再編資金

⑩ 環境・エネルギー対策資金(省エネ設備関連)

①～⑦



⑧



⑨



⑩



制度名	融資対象	資金用途	限度額	期間（据置期間）
①地域商工業活性化融資	<p><一般分> 工場、店舗、福利厚生施設、駐車場棟の新增設等や機械設備、店舗設備等の導入を行う者</p>	設備資金	5,000万円(特認2億円)	15年以内 (2年以内、変動金利)
	<p><産学・産業間連携支援分> 一般分の内、産学・産業間連携事業の用に供する設備投資を行う者</p>			
	<p><女性就業促進支援分> 一般分のうち、女性の就業促進に向けた、更衣室・シャワー室・食堂・トイレ・休憩室などの施設や、女性従業員の快適性向上を図る設備投資</p>			
	<p><賃上げ支援分> 一般分のうち、R6.1/1以降に、任意の連続する2か月間のそれぞれの月の一人当たり平均給与支給額を、前年同期間と比較して4%以上増加させた中小企業者等が行う設備投資</p>			
	<p><商業振興分> 大規模小売店舗の出店により影響を受ける小売業又は一般飲食業・サービス業者の工場、店舗、福利厚生施設、駐車場棟の新增設等や機械設備、店舗設備等の導入</p>	設備資金 及び 設備資金に併せた 運転資金	5,000万円(特認2億円) 【設備資金に併せて1,000万円以内の 運転資金を含めることができる】	設備資金：15年以内 (2年以内、変動金利) 運転資金：7年以内（1年以内）
	<p><企業活性化支援分> ①新製品開発、新分野開拓などの構造改革に対応するための事業 ②受注の確保、販売の促進などの事業拡大のための事業 ③企業のイメージアップ、人材の育成等の企業体質を改善する為の事業 ④特許利用料や製品化のための開発費等の開放特許等の活用事業</p>	運転資金	3,000万円 【一般分・産学・産業間連携支援分又は商業振興分と併用する場合は、併せて2億円の範囲内】	運転資金：5年以内（1年以内）
	<p><事業承継分> ①事業承継を行うもの ②法律の規定に基づき、知事の認定を受けた中小企業者の代表者 個人または事業を営んでいない個人</p>	設備資金 又は 運転資金	5,000万円(特認2億円) 【運転資金の場合は、3,000万円】	設備資金：15年以内 (2年以内、変動金利) 運転資金：5年以内（1年以内）

制度名	融資対象	資金用途	限度額	期間(据置期間)
②事業転換支援融資	<p><一般分> 3年以上同一の事業を行っている者で、 ①中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、現在行っている事業を廃止し、他業種へ事業転換を行うもの ②他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売上高が、5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれるもの</p> <p><格差対策分> 一般分の対象企業で、次のいずれかに該当するもの 1.小規模企業 2.不況業種 3.過疎地域</p>	事業資金	5,000万円(特認2億円) [ただし、運転資金は2,000万円まで]	設備資金：15年以内 (3年以内、変動金利) 運転資金：7年以内 (1年以内)
③創業者支援融資	<p>新たに中小企業者として事業を開始する者(開業後1年未満の者を含む)であって、開始しようとする事業に着手していることが客観的に明らかであること(小口零細融資の融資残高を有しない者)</p>	開業に必要な設備資金又は運転資金	2,000万円 [ただし、運転資金は1,000万円まで]	設備資金：7年以内 (1年以内) 運転資金：5年以内 (1年以内)
④小口零細融資	<p><零細分> 小規模企業者</p> <p><創業者支援分> 新たに小規模企業者として事業を開始する者(開業後1年未満の者を含む)</p> <p><女性・若者・シニア創業者支援分> 創業者支援分対象のうち、女性、29歳以下又は55歳以上の者による開業</p> <p><過疎地域創業者支援分> 創業者支援分対象のうち、事業の主たる実施場所が過疎地域等である者</p>	事業資金	2,000万円 [既利用の保証協会の保証付融資残高を含め、2,000万円以内]	設備資金:7年以内 (1年以内) 運転資金:5年以内 (1年以内)
⑤小口融資	<p><一般分> 商工会議所若しくは商工会の会員又はそれらの経営指導を受けている者であって次のいずれかを満たすもの 従業員が ①製造業その他:40人以内(商業・サービス業:10人以内) ②宿泊業・娯楽業:40人以内</p> <p><特別小口> 小規模企業者</p>	事業資金	一般分・特別分:2,000万円 [一般分、特別分、当座貸越分の貸越極度額及び石川県小口零細融資(零細分)の合計で2,000万円を超えない]	設備資金:7年以内 (1年以内) 運転資金:5年以内 (1年以内)

制度名	融資対象	資金用途	限度額	期間(据置期間)
⑥経営安定支援融資	<p><一般分> 次のいずれかの要件を充たす者</p> <p>①最近3カ月の売上高が前年同期比10%以上減少 ②最近6カ月の売上高が前年同期比5%以上減少 ③前期事業年度で税引後欠損金 ④今期事業年度で税引前欠損金見込</p>	運転資金	8,000万円	7年以内(2年以内)
	<p><再生支援分></p> <p>商工調停士又は中小企業再生支援協議会の指導を受けているもの</p>	運転資金	8,000万円	10年以内 (2年以内、変動金利)
	<p><資金繰り支援分></p> <p>経営の安定に支障が生じており、県制度金融又は県制度金融以外の金融機関の融資の保証付き既往債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、セーフティネット保証を利用可能な者</p>	事業資金	8,000万円 (特例2億8000万円)	10年以内 (1年以内、変動金利)
⑦物価高騰対策等総合支援特別融資	<ul style="list-style-type: none"> セーフティネット保証4号・5号の認定を受けているもの、または最近1カ月の売上高もしくは利益率が前年同月比5%以上減少していること 経営行動に係る計画を作成したもの 金融機関による継続的な支援を受けること 	事業資金	1億円	10年以内(5年以内)
⑧マル経融資(経営改善貸付)	商工会議所の経営指導を受けて、経営改善を行う小規模事業者	事業資金	2,000万円	運転資金：7年以内 (1年以内) 設備資金：10年以内 (2年以内)
⑨海外展開・事業再編資金	経済の構造的変化などに適応するために、海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編などに取り組む中小企業者を支援	事業資金	<p>【国民生活事業】 7,200万円 (うち運転資金4,800万円)</p> <p>【中小企業事業】 直接貸付 14億4000万円 代理貸付 1億2000万円</p>	設備資金：20年以内 (2年以内) 運転資金：7年以内 (2年以内)
⑩環境・エネルギー対策資金(省エネ設備関連)	法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するために省エネ設備等を導入する中小企業に対して、政府系金融機関から低利融資を実施	設備資金	<p>【中小企業事業】 直接貸付 7億2000万円 代理貸付 1億2000万円</p>	20年以内(2年以内)

2-3 その他

制度名	内容	お問合せ先
<u>先端設備等導入制度に基づく固定資産税の特例</u>	中小企業者の生産性革命を実現するため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援。	中小企業庁 経営支援部経営支援課 03-3501-1511
<u>経営革新支援事業</u>	中小企業者・組合等が、経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けた場合に、日本政策金融公庫の特別貸付制度や信用保証の特例などを支援。	中小企業庁 経営支援部経営支援課 03-3501-1511
<u>経営力向上支援</u>	中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組を支援。 「経営力向上計画」を作成し認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることが可能。	中小企業庁 事業環境部 企画課 03-3501-1957
<u>ハンズオン支援事業 (専門家派遣)</u>	経営課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者を対象に、豊富な経験と実績を持つ専門家を一定期間派遣し、アドバイスを実施。主体的な取組により、支援終了後も自立的・持続的に成長可能な仕組みづくりをサポート。	(独)中小企業基盤整備機構 北陸本部 企業支援課 03-223-5546

3 金沢商工会議所の支援事業

専門家定例相談

- 経営法務・税務・創業・事業引き継ぎ・労務・ITなど、「こんなとき、どうしたらいいのかな?」といったお悩みに対して専門家がご相談に応じます。費用は無料です。



経営力強化総合支援アドバイザー派遣制度

- 資金繰りなど足元の対策から、早期の業績回復や将来の成長に向けた前向きな取り組みへのアドバイスまで、各分野の専門家が企業の状況に応じた適切な処方箋を提供します。
費用は無料、特定の条件を満たせば回数制限は無く、複数の専門家を同時に活用することもできます。



プレスリリースサポートサービス

- 全国規模で配信サービスを提供している共同通信PRワイヤーと連携して、当所会員に対し、特別料金でプレスリリースをご利用頂けるサービスです。
掲載サイト全70社登録メディア国内約2,250媒体に一斉発信。目的や内容にあわせて配信先を選択できます。

